

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎検査結果が陽性であった皆様へ

肝炎初回精密検査 費用助成のご案内

<令和2年(2020年)10月23日版>

熊本県では、以下の「助成の対象者」に該当する方に、肝炎ウイルスの初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分の一部を助成します。

- ◎ウイルス性肝炎は、適切な治療を受けることで肝炎から肝硬変や肝がんに重症化することを予防することができます。
- ◎肝炎ウイルス検査の結果が陽性の場合、すぐに医療機関（熊本県肝疾患専門医療機関）で精密検査を受けましょう！

助成の対象者	熊本県内に住所がある方で次に掲げるすべてに該当する方 (1) 保険証をお持ちの方 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 肝炎ウイルス検査陽性者 1年以内に、①保健所（熊本市を除く）で実施した肝炎ウイルス検査、②熊本県又は熊本市の委託医療機関で実施した肝炎ウイルス検査、③市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検査、④職域で実施する肝炎ウイルス検査、⑤妊婦健診時に実施した肝炎ウイルス検査又は⑥手術前に実施の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方 (3) フォローアップ事業同意者 県又は県内市町村が行う肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業に同意した方
対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査 ※ 熊本県肝疾患専門医療機関で行った検査に限ります （熊本県肝疾患専門医療機関は県ホームページで確認いただくか裏面の問い合わせ先にお尋ねください。）
助成回数	1回

費用請求までの流れ

制度や必要書類の確認	県のホームページや県内の保健所で本制度、熊本県肝疾患専門医療機関（本制度が利用できる医療機関）や必要書類の確認をお願いします。 県や市町村で実施しているフォローアップ事業への同意がお済みでない方は、費用請求までに同意書の提出が必要になります。 ※ 市町村が行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方は、市町村が行うフォローアップ事業の対象となりますので、検査を受けた市町村に御相談ください。
受診	熊本県肝疾患専門医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払います。その際、「 領収書等（保険点数と支払金額が分かるもの） 」及び「 診療明細書 」を受け取ります。 ※ 受診前に熊本県肝疾患専門医療機関へ御連絡（御予約）いただき、県の助成制度を利用する旨をお伝えください。
費用請求	請求書に必要事項を記入し、裏面の「検査費用の請求に必要な書類」を県内の保健所または熊本県健康危機管理課に持参または郵送してください。 県が、支給の可否の判断及び診療明細の確認の後、指定の口座に振り込みを行います。

助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります。ただし、医師が必要と判断したもので、保険適用となる費用のみです。

※検査が複数日にまたがっても、1ヶ月以内で年度内に終了する場合には助成対象とします。

	【B型肝炎ウイルス】	【C型肝炎ウイルス】
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、直接ビリルビン、AST、ALT、ALP、 γ -GT、LD、ChE、総コレステロール	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原・抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

検査費用の請求に必要な書類

必要書類	入手場所
① 熊本県肝炎ウイルス（初回精密検査）費用請求書	県ホームページ、保健所
② 領収書等（保険点数と支払金額が分かるもの）	精密検査を受けた医療機関
③ 診療明細書（医療内容や保険点数等が記載されたもの）	精密検査を受けた医療機関
④ 肝炎ウイルス検査結果通知書（妊婦健診のウイルス検査の場合は母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し）	肝炎ウイルス検査を受けた医療機関
⑤ 職域検査受検証明書（職域のウイルス検査での陽性者に限る）	肝炎ウイルス検査を受けた医療機関
⑥ 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る診療明細書（手術前の肝炎ウイルス検査での陽性者に限る）	手術を受けた医療機関
⑦ フォローアップ事業参加同意書（事前にフォローアップの同意をしている方は不要）	県ホームページ、保健所

※ 請求書には、印鑑、振込口座及び健康保険証の情報が必要になりますのでご注意ください。
 ※ 検査を行った年度の次の年度4月30日までに県が申請を受理したものが助成対象となります。
 （例：令和2年度内受診 → 令和3年4月30日までに申請を受理したものが助成対象となる）

お問合せ先

名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号
有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3229
山鹿保健所	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-4121	水俣保健所	水俣市八幡町3-2-7	0966-63-4104
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4138	人吉保健所	人吉市西間下町86-1	0966-22-5289
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9036	天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172
御船保健所	上益城郡御船町辺田見396-1	096-282-0016	熊本市保健所	熊本市中央区大江5-1-1	096-364-3189
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1207	熊本県健康危機管理課	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2783